

第1 閣議決定に基づく消防審議会答申

昭和32年4月4日

国家公安委員会委員長

大久保 留次郎

消防審議会会長

殿

消防制度について左記の通り貴会に諮問する。

記

消防の改善強化をはかるため、現行消防制度について如何なる改正を行うべきか。その要綱を示されたい。

昭和32年10月10日

国家公安委員会委員長

正 力 松 太 郎 殿

消防審議会会長

高 橋 雄 豹

消防制度改正に関する答申

昭和32年4月4日付諮問に基づき、現行消防制度改正に関する措置
について別紙のとおり答申いたします。

消防制度改正に関する答申

本審議会は、国家公安委員会委員長の諮問に応じ、「消防の改善強化をはかるため、現行消防制度について如何なる改正を行うべきか」を慎重審議してきたところ、大要別紙要綱の結論に到達したので、ここにこれを答申する。

よって、政府においては、この要綱に基づいて具体的な計画を樹立し、すみやかに制度の改正を断行されるよう要望する。

なお、政府においては、目下府県制度の根本的改革について審議中の趣であるが、この答申の内容は、現行制度を前提としたものである。

消防制度改正要綱

第1 制度改正の目標

現行の消防制度は、戦後占領下の特殊事情のもとに、我が国行政の民主化の一環としていち早く取り上げられることとなり、その責任を市町村にゆだねたものである。すなわち、昭和23年から施行された消防組織法及び消防法がそれであり、両法ともその後さしたる根本的改正を行うことなく現在に及んでいる。

右のごとき、市町村自治消防の体制を原則とする現行制度の理念は、十分尊重されなければならないこと勿論である。しかし、本制度は、占領下の特殊事情のもとに早急の間に成立したものであるのみならず、その後における実施の状況に徴しても有効適切ならざるものがある等、満足しがたい制度であることも否定し得ないところである。もとより、消防関係者の熱意とその努力により、現行制度実施以来10年にわたる成果には見るべきものもあるが、その運営の実態を詳細に分析検討すれば、現行制度の欠陥は、およそ、次の諸点に要約することができる。

- (1) 火災の実質損害額は、年間1千億円を超え、且つ死傷者の数も毎年数千人にのぼり、これによって受ける国民の損失並びに脅威は甚だしいものがある。従って、火災対策としての消防制度は、国、地方を通じ、緊密な協力と一貫した行政が行われる内容のものである

ことを必要とする。しかるに、現行制度は、消防の責任を市町村にゆだねているため、国及び都道府県の責任が曖昧となり、ひいて、消防行政の能率的且つ合理的運営に支障を来しているうらみがある。

- (2) 消防の実際活動は、概して地域的、局部的なものであり、従って、市町村自体がこれに当ることを原則とすべきであることは勿論である。しかし、火災等の災害を予防、鎮圧するような内容の行政については、これを国家、国民の立場から見れば、市町村の行財政能力如何によって、消防体制の不完全なものが存在するということは、許されないところであるにもかかわらず、現実には、市町村間に甚しい水準を生じている。
- (3) 消防に要する経費は、あげて市町村がこれを負担する建前とされているので、市町村の財政事情によりこれを支弁することに困難を来し、しばしば、その財源補填の必要上、寄附割当を行い、住民に対し不明朗な負担を求める弊もあり、一般に、消防財源が不足且つ不安定なため、消防力の計画的増強が阻害されている。
- (4) 消防行政の完全な運営のためには、消防職員及び団員の資質の向上とその不断の教養訓練とを必要とするのであるが、現行制度のもとにおける教養訓練の体制は、極めて不十分であり、又消防職員の人事交流は、殆んど行われることなく、士気の昂揚と向上心を阻害する結果となっている。

以上の欠陥に鑑み、本審議会は、これを是正することを目標とし、市町村が消防活動の主体として消防行政の第1次責任を有するものであり、国及び都道府県は、これを補完すべきものであるという根本方針のもとに、真に我が国情に適した能率的且つ合理的な消防制度を確立するため、次項以下に述べるような制度の改正を行うべきものであると認める。

なお、消防行政の完全を期するためには、道路、都市計画、建築物の不燃化、水道等の行政が充実されるとともに、これらの行政と電気

ガス等の行政について、消防上の要請を十分汲み入れることが必要であると考えられる。しかし、次項以下においては、直接消防に関する事項を内容とする改正点を述べることにとどめる。

第2 制度改正の要領

1. 組織及び権能に関する事項

市町村消防の内容を充実するとともに、消防行政の円滑な遂行と消防力の改善強化のためには、国、地方を通じた緊密な協力体制を必要とする。これがために、国及び都道府県は、市町村の消防行政に対し補完的責任を有することを制度上明確にすることが適当である。この趣旨により、市町村、都道府県及び国の組織及び権能につき次の措置を講ずべきである。

なお、本来の任務以外の場合における消防団員の奉仕的出動については、その経費支弁及び傷病等に対する補償を行い得ることとすべきである。又これとともに、消防団員の褒賞、処遇等につき、国においても考慮する必要がある。

(1) 市町村に関する事項

- ① 消防署の設置基準を合理化し、これを政令で定める。
- ② 総合的な年間計画を策定せしめるものとする。
- ③ 消防職員の任命権者は、市町村長とすること。
- ④ 消防長及び消防署長の任用には、一定期間の経験を有し、又は所定の講習を受けさせることを要件とすること。

一般の消防職員については、採用後必ず一定期間の訓練を受けしめること。

- ⑤ 消防本部を設置する市町村においては、消防署及び消防団を消防本部の下に置くこととし、消防署及び消防団は、消防長の指揮下に行動するものとする。

なお、専任の消防長を置くことのできない市町村は、都道府県知事の承認を得て、兼務の消防長を置くことができるものと

すること。

- ⑥ 隣接する市町村相互間においては、応援協定を締結すべきものとする。
- ⑦ 危険物取締、火災警報発令下の制限事項等火災予防に関する事項は、これを法令で規定することとし、特に、地方的差異を認めることが必要である事項のうち、市町村の所管に属するものについては、市町村条例をもって特例を制定できるものとする。

(2) 都道府県に関する事項

- ① 都道府県は、その区域内の消防が十分に行われることを確保する責任を有するものとする。
- (イ) 市町村消防の自主性を尊重するとともに、市町村消防全般にわたる育成強化を図るものとする。
- (ロ) 市町村の年間消防計画の指導にあたり、都道府県自体の年間消防計画を策定するものとする。
- (ハ) 都道府県（又は五大市）において、消防職員及び消防団員に対する十分な教養訓練を実施するために、政令で定める基準に従い、単独に又は共同して学校を設け、その施設、教養内容等の充実強化を図るものとする。
- (ニ) 危険物取締、火災警報発令下の制限事項等火災予防に関する具体的事項を法令で規定することに伴い、都道府県の所管に属するものにつき特に地方的差異に基づく特例を認めることが必要である事項については、都道府県条例を制定することができるものとする。
- ② 都道府県知事に対し、あらたに、次に掲げる事務を処理せしめるものとする。
- (イ) 市町村の消防の組織及び運営の合理化に資するため、指導し、助言し及び勧告すること。

- (ロ) 消防職員の人事交流の斡旋を行うこと。
 - (イ) 消防、水防等防災活動全般にわたり、その都道府県内の市町村相互間の連絡調整及び隣接都道府県との連絡を行うこと。
 - (ニ) いわゆる応援命令は、知事がこれを行うことを法文上明確にするとともに、関係市町村長に対し応援協定の締結を命ずることができるものとする。
 - (ホ) 消防署を設置していない市町村の区域における危険物の取締及び建築許可等に対する同意等の火災予防事務を処理すること。
 - (ヘ) 五大市を除く地域における特定の建築物等に対する立入検査の指導を行うこと。
 - (ト) 危険物取扱主任者及び映写技術者の資格試験は、国家試験とすることとし、その実施に関する事務は、都道府県知事（又は五大市長）がこれを行うこと。
- (3) 国に関する事項
- ① 国は、市町村の消防が十分に行われ、都道府県の消防に関する事務が十分に遂行されることを確保する責任を有するものとし、そのため、消防の国家機関の強化拡充を図ること。
 - (イ) 国家消防本部の機構を整備拡充して、これを消防庁とすること。
 - (ロ) 消防幹部職団員の資質の向上を図るため、現在の消防講習所の内容を充実して、これを消防大学校に昇格すること。
 - (イ) 消防の科学技術の向上を図るため、消防研究所を強化拡充すること。
 - (ニ) 都道府県の年間消防計画の指導を行うこと。
 - (ホ) 消防吏員の任用基準を定めること。
 - ② 消防庁の長官に対し、あらたに、次に掲げる事務を処理せしめるものとする。

(イ) 市町村の消防の組織及び運営の合理化に資するため、指導し、助言し及び勧告すること。

都道府県の消防事務に対しても、右と同趣旨の権限を有するものとする。

(ロ) 中央における消防、水防その他の防災活動に関する事務の連絡調整にあたること。

(ハ) 特定の建築物等に対する立入検査の指導を行うこと。

③ 消防行政の円滑な運営を図るため、消防に関する諮問機関を消防庁に常置すること。

2. 財源に関する事項

現行制度においては、消防に要する経費は殆んど市町村の負担に属し、国は僅かな補助金を除いて何等特別の財源措置を行っていないので、各市町村の行財政事情如何により消防力の程度及びその内容の著しく劣弱なものがある。又消防財源に充当すべき額が極めて不足している。

よって、これらの点を是正するため、あらたに、次のような措置を講ずる必要がある。

(1) 消防の任務及び活動の性格に鑑み、市町村及び都道府県の消防に要する経費に対し、国がその2分の1を負担する制度を設けること。

(2) 消防力を強化拡充するためには、市町村の負担する消防費の財源を充実する必要があるので、主として、固定資産(土地を除く)を課税対象とする消防税を目的税として創設することができるものとする。

(3) 右の措置に伴い、従来の慣行による寄附金は、これを廃止すること。